

杉並区立和田中学校
いじめ防止基本方針

令和元年8月29日

令和6年4月1日改定

令和6年11月22日改定

1 基本方針策定の意義

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校におけるいじめ問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、東京都（以下「都」）、区市町村、学校、家庭、地域住民、その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号。一部改正：平成 28 年東京都条例第 28 号。以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

本基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある絶対に許されない行為であり、すべての生徒はいじめを行ってはならない。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害及び加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察する。

(2) 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの生徒にも起こり得るという認識の下、教育委員会及び学校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として、保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

「いじめ防止対策の基本的な視点」

杉並区教育委員会「いじめ対応マニュアル」を参考に作成

①いじめを単なるけんかやトラブルとして受け止めず、人権侵害、差別の問題として受け止める。

※人間関係を破壊したり、人間形成を阻害したりするもので、時には生命の危機にも関わる重大な問題であると受け止める。

②「いじめを受けている側にも問題がある」という見方をしない。

※このような見方は被害者の人格を否定し、被害者救済を妨げるものであり、いじめを許容することとなる。

③いじめであるか否かは、いじめを受けた者の受け止め方で判断する必要がある。

※教員の主観で、子ども同士の「トラブル」と判断しない

④いじめを未然に防止することやいじめを早期に解消することは生徒の成長・発達にとって極めて重要な問題として受け止める必要がある。

※各学校では、全教職員の共通理解を図るとともに、保護者の理解と協力を得ながら、未然防止、解消等に全力を傾けなければならない。

⑤「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒でも起こりうるものである」という危機意識をもって対応する必要がある。

※自分の学校では、自分の学級では等、他人事として考えるのではなく、常にいつ自分の学校・学級で起こるかもしれないという危機意識を持っておく必要がある。

⑥いじめについては、被害を受けた生徒や周囲の生徒が、多くの場合その被害を相談していない実態を把握しておく必要がある。

※生徒の全てが教員等に相談をしているわけではなく、相談していない実態があることを理解し、いじめを教員自らが発見する努力が必要である。

⑦いじめを傍観させないことを指導する必要がある。

※いじめの傍観は、いじめを深刻化させることにつながる行為であり、いじめ行為をする者と同様に許される行為ではないことを、生徒たちに指導をしておく必要がある。

⑧いじめは解消後も注視する必要がある。

※一度起きたいじめは、いつ、どのような場面で、再発する可能性があるのか分からない。解消したとして安心するのではなく、引き続き（少なくとも3ヵ月）注視する必要がある。

5 和田中学校における取り組み

①和田中学校いじめ防止基本方針の策定

和田中学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成 26 年 7 月策定）、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」（令和 6 年 8 月改定）を基に、学校の実情に応じ、「和田中学校いじめ防止基本方針」を定める。

②「学校いじめ防止対策委員会」の設置

和田中学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。（校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・関係教員・養護教諭・スクールカウンセラー等で構成する。）いじめ防止対策委員は月に 1 度、定例会を行う。

重大事態が発生した場合には、杉並区教育委員会との協議を行い、杉並区教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」が当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行う。

③学校におけるいじめの防止等に関する対策

和田中学校は、杉並区教育委員会等と連携して、「未然防止・平時からの備え」、「早期発見」、「早期対応」、及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

未然防止・平時からの備え ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

- ・「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」という学校・学級の風土をつくる。
- ・日常の授業において、規範意識の向上に努め、生徒の発言等において多様な意見や他者を尊重する姿勢、態度を育む
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進による、いじめに向かわない態度を育成する。
- ・生徒との信頼関係の構築。いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であることを生徒に認識させる。
- ・学級活動の充実。生徒一人一人のよさが発揮され、国籍や障害等による差別意識をもたず、互いに認め合うことのできる学級づくりを進める。
- ・年 3 回以上の「いじめに関する授業」を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることなど、子どもたちにいじめについての正しい理解を促すとともに、いじめの防止等のために必要な資質・能力の育成を図る。
- ・「和田しぐさ」の内容を全校で考え、言葉遣いや他人に対する態度など正しいコミュニケーションスキルを身につける。
- ・「SNS 東京ルール」に基づく学校ルールや家庭ルール作りに取り組み、情報モラルを身に付ける。

- ・年3回以上の校内研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。
- ・年度初めの職員会、校内研修の実施により「和田中いじめ防止基本方針」の理解をはかる。
- ・「和田中いじめ防止基本方針」については、入学時、各年度の開始時に生徒・保護者等に説明する。

早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

- ・「いじめアンケート」を定期的（年に3回）に行い、早期にいじめの実態を把握するとともに生徒がいじめを訴えやすい体制の整備をする。
- ・教育相談コーディネーターが、保護者や地域、関係機関との連携やSCとの相談・面談を図るなど、校内における組織的な教育相談機能を充実させる。
- ・保健室、相談室等の利用及びスクールカウンセラー電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーによる全員面接を行う。（1学年）
- ・いじめに限らず、教員を頼ることができる人間関係を、日々の生活の中で構築していく。
- ・複数の教員による生徒のきめ細やかな観察とともに、生徒の気持ちに寄り添った声掛けを行う。
- ・保護者や地域から情報を収集し確認を行うとともに全教職員による情報の共有を行う。

早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

- ・いじめを発見した場合はその状況等を速やかに管理職に報告し、組織的な対応を図る
- ・校長はいじめ発見後、速やかに学校いじめ防止基本方針に基づき「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめられた生徒の保護者への支援・助言を行う
- ・毅然とした態度により、いじめた生徒への指導を徹底する。
- ・保護者会の開催などにより保護者と情報を共有する。
- ・関係機関、専門家等と連携する。
- ・犯罪行為としての懸念がある事案については警察に相談し連携して対応する。
- ・いじめの解決後も観察経過・定期的な確認を行う。
- ・インターネットを通じて行われるいじめについては、特に保護者との情報共有を徹底し、再発防止に向けて連携する。

記録の作成・保存被害

被害児童・生徒への継続的な支援や、対応の事後的な検証のため、学校いじめ対策委員会を開催した際には会議録を作成するとともに、実施した調査（アンケート・聞き取り）や対応した内容についても記録を作成する。

いじめに係る会議録、調査結果等の記録については、全ての教職員が確認できる方法で保管し、いじめに係る児童・生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間の経過するまでは適切に保存する。

重大事態への対処

～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～

(1) いじめの重大事態とは

①重大事態の定義

法第28条は、重大事態として、その判断の基準を以下のように示している。

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間(※)、学校を欠席することを余儀なくされた場合
(※年間30日を目安)

②重大事態かどうかを判断する際の注意事項

- ・事実関係が確定していなくても、重大事態に該当する対応が遅れれば取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態としての対応を行う。
- ・被害児童、生徒やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応を行う。その申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査の目的

重大事態の調査は、重大事態に至った経緯や背景事情を含めたいじめの事実関係を明らかにすることにより、その重大事態への対処や、同種の事態が再び発生するのを防止することを目的として行う。民事・刑事上の責任追及や、その他の争訟などへの対応を直接の目的としているものではない。なお、被害児童・生徒や保護者が調査を望まない場合でも、学校や教育委員会は、可能な限り自らの対応を振り返って検証し、再発防止に努めることが必要である。そのような場合には、被害児童・生徒と保護者の意向にも配慮しながら、調査方法を工夫して調査を進める。

(3) 重大事態が発生した場合の学校の対応

①重大事態発生への報告

いじめの重大事態が発生したときは、直ちに済美教育センター教育SATに一報を入れた上、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会に提出する。

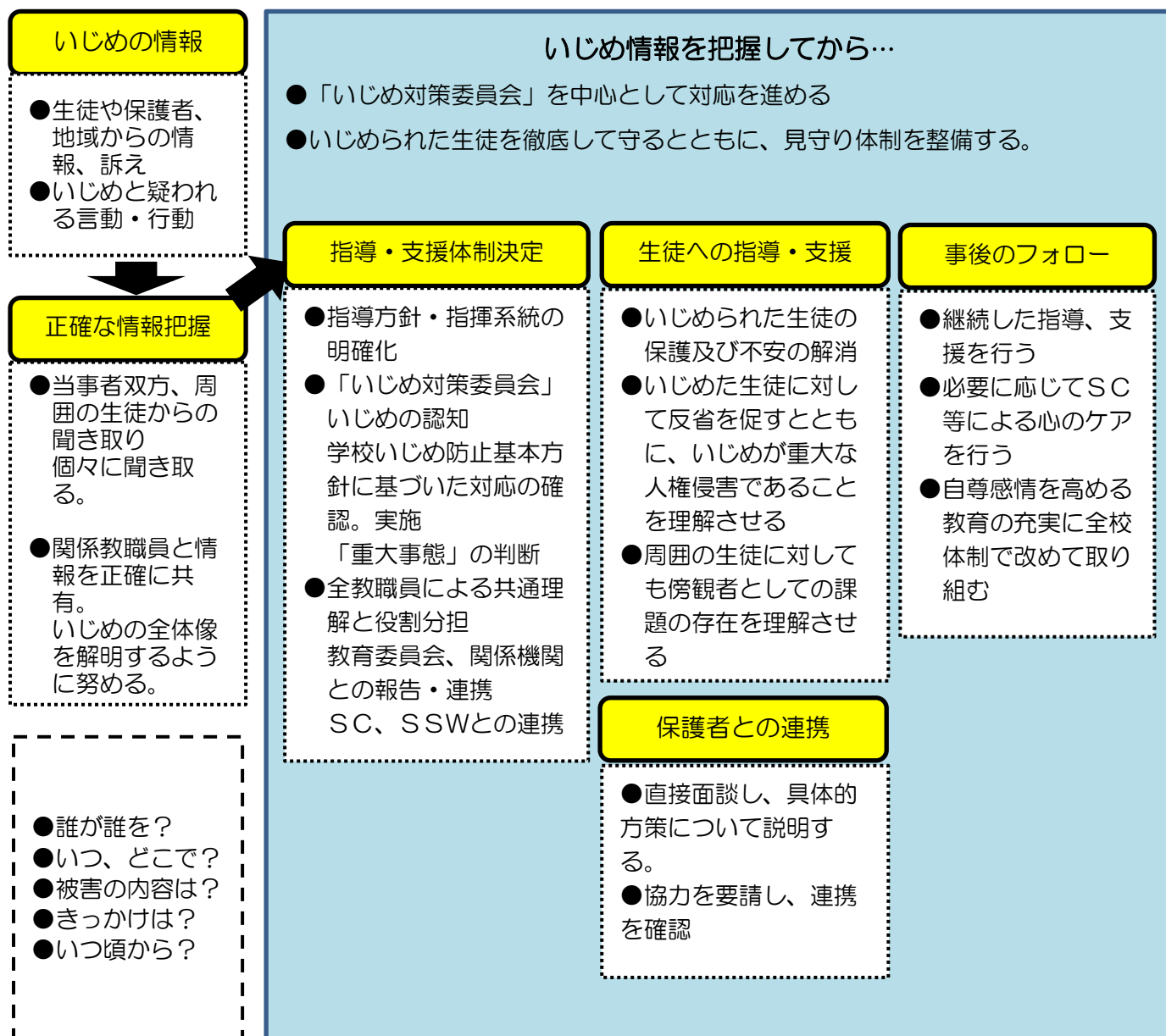
②資料の収集・整理

いじめの重大事態が発生したときは、学校が定期的実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策委員会の会議録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録など、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。

③調査の実施

いじめの重大事態が発生した場合、「杉並区いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。

いじめ対応のフローチャート



6 都における取り組み

① 東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置（条例第10条）

都はいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため条例で定めるところにより「東京都いじめ問題対策連絡協議会」を開く。

主な所掌事項は以下の通りである。

○都、区市町村は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項

○いじめの防止等に関する期間及び団体の連携に関する事項

○その他、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

② 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（条例第11条）

東京都教育委員会は、東京都いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下にいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、東京都教育委員会の附属機関として、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。

主な所掌事項は以下の通りである。

○いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議

○都が設置する学校からのいじめの通報相談に対する、第三者機関としての当事者間の関係の調整及び解決

○都又は区市町村が行ういじめの防止等のための対策への支援

○都が設置する学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査

③ 東京都いじめ問題調査委員会の設置（条例第12条）

学校で重大事態が発生し、法第30条第1項又は法第31条第1項に基づき学校の設置者又は学校が調査した結果の報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、公平及び公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される知事の附属機関「東京都いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができる。

④ いじめ防止等に関する具体的な取り組み

相談体制の整備

来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に生徒、その保護者等に周知する。

関係機関等と連携した取り組みの推進

区市町村、児童館、学童クラブ、福祉・医療機関、民生・児童委員、その他の関係機関などと連携し、取り組みを推進する。

教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の研修の充実、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーの確保等の必要な措置を講ずる。

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう生徒に対する情報モラル教育の充実及び生徒や保護者に対する啓発活動を行う。

啓発活動

いじめ防止等のための広報その他の啓発活動を推進する。

いじめの防止等のための調査研究の実施

いじめの防止等のための調査研究、検証などを行い、その成果を普及する。

7 「いじめ総合対策」の策定、私立学校が行う取り組みに対する支援

東京都教育委員会は、都内公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定し対策を推進する。また、都は、私立学校の自主性を尊重しつつ、各私立学校が行ういじめ防止等への取り組みに対し、上記の「いじめの防止等に関する具体的な取り組み」を通じた支援を行う。

8 その他

都は、この方針に基づく取り組み状況を把握し、その結果に基づき必要に応じて適切に対応していく。